PFOS等を含む汚染水を公共下水道へ放出したことに対する意見書

本年、8月26日、在沖米海兵隊は、普天間飛行場に保管していたPFOS等を含む約6万4千リットルの汚染水を公共下水道に放出したことが明らかになった。

米軍は、放出の理由として、従来の焼却処理では財政的負担が大きいことや台風等によって貯水槽へ雨水が流入し、PFOS等を含む汚染水が漏出することを未然に防ぐためと説明しているが、処理方法等を含め日米間で協議している間は放出しないよう求めていた中、宜野湾市や沖縄県は、焼却処分を強く要請していたにも関わらず、PFOS等を含む汚染水を一方的に放出したことは断じて許されるものではない。

PFOS等は、発がん性や胎児・幼児の発達への影響など様々な健康リスクが指摘され、ストックホルム条約など国際的な規制、国内での使用・製造が禁止されているにも関わらず、在沖米海兵隊は、基地内で保管されているPFOS等の総量や管理の状況も不明であり、土壌、水質汚染が本町のみならず、沖縄県民の健康におよぼす影響は計り知れない。また、今回、公共下水道へ放出されたPFOS等を含む汚染水は、最終的に宜野湾浄化センターを経由したのち、海域へ放出することから本町の漁業関係者のみならず周辺海域への環境影響や風評被害等が懸念される。

本町議会では、去る8月23日にPFOS等を含む汚染水を公共下水道へ放出する計画に対する抗議 決議及び意見書を決議し、関係機関に対し抗議、要請を行った翌日に汚染水を放出されたことは言語道断 である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 環境中で分解されない残留性の高いPFOS等を含む汚染水を公共下水道や河川へ放出させないこと。
- 2 PFOS等の処理は、従来どおり米軍の責任において焼却処理をさせること。
- 3 解決策については、環境に影響がないよう日米両政府の責任において行うこと。
- 4 泡消火剤は速やかにPFOS等を含まない代替品等へ替えさせること。
- 5 環境汚染につながる物質を含む泡消火剤や燃料等は、法令等を遵守し厳格に管理させること。
- 6 PFOS等による水質汚染に関し、環境補足協定第4条に基づき、速やかに沖縄県及び当該関係自治体による嘉手納基地を含む米軍基地内への立入調査を認め、その結果を公表すること。
- 7 日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月7日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣 国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長